

類型分類の基本的な考え方

類型ごとに変更許可等を踏まえ設備の分類を行い、設計方針等を説明する必要のある設備を明確化する。

A.新設

新規に設置し、要求事項を適用する設備。

8条（竜巻）の場合の例

- ・自条文要求で設置：竜巻防護ネット
- ・他条文要求で設置：新設冷却塔、基本設計方針で説明する新設設備（感知器）

Aについては以下の2つの情報を付加する。

- ・安重
- ・非安重

B.既設 B-1:設計方針に変更はないが、評価条件が変更された設備

B-1、B-2については以下の3つの情報を付加する。

- ・工事あり（仕様表対象）
- ・工事あり（仕様表で見えてこない）
- ・工事なし

B-2：要求事項が追加又は明確化された設備

- ・12条：溢水源の設定要求が追加⇒貯槽、配管をカウントする。
- ・23条：有毒ガスの要求が追加⇒制御室換気設備をカウントする。
- ・29条：一相開放故障時の対応、HEAF対策が追加⇒保安電源設備をカウントする。
- ・21条：モニタリングポストの電源系統、モニタリングポストの伝送系の多様化要求が追加⇒放射線管理設備をカウントする。
- ・11条／35条：火災感知・消火要求が追加⇒火災影響評価、GA/FA建屋二酸化炭素消火設備、消火水設備（ろ過水貯槽）、火災区域（区画）構造物をカウントする。
- ・31条：多様化要求が追加⇒通信連絡設備をカウントする。
- ・16条：共用設備をカウントする。

許可において共用する側で記載を明示的に書くよう適正化をしている。一方、共用する施設間において設備としては、いずれも同様の設備であり、それぞれの施設に対して**要求事項が明確化**されたと整理し、B-2で分類する。

B-3:既認可では手続き対象外であったが、新規制基準の要求の適合性を示すうえで申請対象となる設備

- ・14条：既設の照明設備をカウントする。
- ・施設共通基本設計方針

B-4:設計条件に変更がない設備

従来から他法令等により設置しており、新規制基準の要求にも変更がない設備

※従来から他法令等により設置し、仕様に変更がなくても、**新規制基準の要求が追加、明確化された場合はB-2で整理する**

（火災区域構造物、通信連絡設備、放管設備はB-2で整理）

青文字は具体例を示す。